

令和6年第7回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和6年7月30日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
教育委員	戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	井橋 貞夫
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼教育総務課長	斉藤 理昭
教育次長兼学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	笠井 博貴
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	大隅 正勝
図書館課長	樋口 康代
文化芸術課長	飯山貴与子
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛸原 康友
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔
7. 議 題
 - 議案第31号 令和7年度使用教科用図書（中学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択について（非公開）
 - 議案第32号 取手市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する要綱について
 - 議案第33号 取手市教育委員会省エネルギー推進委員会規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第34号 取手市放課後児童支援員等服務規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第35号 取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

- 報告第25号 取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱について
報告20 寄附の受け入れについて
報告21 寄附の受け入れについて
報告22 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和6年第7回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、初めに私のほうから教育長報告をさせていただきます。資料がちょっと多いんですけども、御覧いただければと思います。

まず一つ目、6月27日に戸頭小4年生がホテル放流事業に参加いたしました。本事業は、宮ノ前ふれあい公園ホテルの里育成協議会と環境対策課との共同事業で、毎年、総合、国語、社会科などの一環として参加しています。例年は、幼虫を放流いたしましたが、今年は状況によりまして成虫の放流をしたそうです。戸頭地区の豊かな自然を守り、発展させようとしている人々の存在を知るとともに、自分も地域の一員として環境を守り育ていこうとする気持ちを高めたり、環境問題に興味関心を持つ、よい機会となりました。

二つ目、7月1日に取手駅にて、一中、二中の代表生徒が、社会を明るくする運動の駅頭キャンペーンに参加しました。当日は、笑顔で大きな声を出しながら市民の皆様へ啓発の資料を配布しました。そこにあるように、市民の皆様からの反応も好評だったようです。来年はまた、別の2校の生徒が参加することとなっています。

三つ目です。2ページになります。小規模特認校山王小学校で各種行事を開催いたしました。(1)が7月13日、学校説明会・オープンキャンパスを開催しました。山王小の教育活動に興味を持ち、入学、転学を検討している27家族67人の方に御参加いただきました。授業では、公民館とのコラボ授業として、書道の先生の指導で、大きな布に自分の好きな文字や言葉を表現する授業であったり、英語のスペシャリスト教員によるオールイングリッシュの授業などが展開されまして、子どもたちが主体的に生き生きと学ぶ姿が展開されました。(2)番は7月20日、イングリッシュ・アドベンチャーを開催しました。山王小の児童70人、それから市内の子どもたち18人が参加しまして、オールイングリッシュで、ALT20人による、警察

官でありますとか、消防士、ピザの店員といった職場体験をしました。オールイングリッシュで、子どもたちが本当に生き生きと英語に取り組んでいる姿を参観してまいったところです。

3 ページになります。4 番、学校運営協議会の開催についてです。そこにありますように各校、第 1 回目、あるいは第 2 回目の運営協議会がそれぞれ開催されたところです。協議会の内容につきましては、この資料のほうに、寺原小、山王小、それから 4 ページのほうに行きますと久賀小、そして一中の資料を掲載させていただきましたけれども、それぞれの学校で活発な熟議が行われている様子を参観することができました。今後また、第 3 回、第 4 回と熟議を重ねることで、各校の取組が推進されていくことを期待しているところでございます。

5 ページ、下段になります。5 番目、第 49 回の取手美術作家展（とりび）を 6 月 15 日から 25 日まで、とりでアートギャラリーにて開催いたしました。市内外で活躍する芸術家 39 名による 56 点の作品が展示されまして、1,953 人の来場がありました。今回は 101 歳の現役の洋画家、田中 良先生から寄贈されました「湖畔夕照」も、特別に展示いたしました。寄贈に当たりましては、私のほうも田中先生のお宅を訪問させていただきまして、本当に 101 歳とは思えない元気なお姿を拝見しまして、私のほうこそ元気をもらったような、そんなところでした。また、その後、小中学校のギャラリーツアー、こちらのほうには子どもたち、児童生徒 483 人が参加しまして、多くの芸術家が住む取手市ならではの企画ということで、子どもたちが熱心に観賞を行ったところです。

6 ページになります。まず 6 番、東京藝大生のふれあいコンサートを藤代公民館で開催いたしました。250 人の御参加をいただきまして、7 月 6 日になるんですけれども、木管楽器の奏でる美しい音色を皆様にお楽しみいただいたところでございます。

最後になりますけれども、7 番、郷土作家、鈴木草牛さん直筆の絵手紙を、櫻井委員様の櫻井家のほうから、市のほうに寄贈いただいたところです。鈴木草牛さんは小川芋銭さんに師事をした後、現在の東京藝大で学んで活躍された日本画家でして、取手市の郷土作家展、現在の「とりび」の創設時から御参加をいただいた郷土ゆかりの画家です。今回いただきました絵手紙は、当時、教育長であった櫻井三郎さんに宛てたもので、通信面にウサギの絵と賀正の文字が手書きされております。消印から昭和 50 年、卯年の年賀状だということが分かりましたとともに、インド旅行中であったということも、この絵手紙のほうから分かるところでございます。非常に貴重な郷土資料ですので、今後は埋蔵文化財センターにて保存管理をして、郷土資料として活用してまいります。どうもありがとうございました。

私からの報告は以上でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります、議案第 31 号につきましては、教科用図書の選定終了まで公開しないこととなっております、茨城県第 9 採択地区の教科用図書選定協議会の議事内容に触れる議案となります。よって、この議事につきましては非公開とすることを発議したいと思います。

お諮りいたします。議案第 31 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議ございませんので、議案第 31 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

では、傍聴さんの皆さんいらっしゃいませんので、議事を進めたいと思います。

議案第 31 号、令和 7 年度使用教科用図書（中学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。丸山指導課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。それでは御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので会議の非公開を解除します。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは続きまして、議案第 32 号、取手市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。斉藤次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

教育次長の斉藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。私のほうからは、議案第 32 号、取手市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する要綱について、御説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますけれども、取手市教育委員会の後援名義の使用に係る条件につきまして、主に学校等へ配布される行事の案内等の文言の適正化を図り、本来は営利を目的として設立されている企業等の行事の後援につきまして、その行事が当該団体の通常の事業とは異なるものであることの明確化を図る意図で、収支予算書の提出免除の対象外とし、その他所要の整備を行うため、本要綱の一部を改正するものでございます。

詳細を御説明させていただきます。まず、改正の内容でございますけれども、大きく分けまして 2 点になります。まず 1 点目は、第 4 条、1 ページを御覧いただきたいと思ひます。第 4 条でございます。第 4 条に、新たに第 2 項及び第 3 項を加える改正でございます。これは、第 4 条第 1 項第 3 号で、教育委員会への提出を義務づけているプログラムであったり、ポスター、案内状、パンフレット、入場券等につきまして、主に学校等への、教育施設への配布を主催者から依頼されるケースが多いために、その表現の適正化を図る目的で条件を加えるというようなものでございます。是正の対象となります。教育上又は社会通念上不適切な表現とは、市民の不安をおおったり、青少年の健全育成の観点からふさわしくない内容を想定してございます。そのような表現があったと認められる場合においては、まずは教育委員会から是正してもらうように働きかけます。それでも直していただけない場合においては、教育委員会が管理する施設での配布を禁止することができるようにするような改正でございます。

続きまして 2 点目でございます。第 5 条で提出を義務づけている行事に係る収支

予算書についてでございます。これを省略できる条件の変更についての改正でございます。収支予算書につきましては、現行の規定では、参加者から参加費などの金品の負担を求めない場合であって、かつ、当該行事に係る支出が消耗品その他の軽微な支出のみであるときであれば、どのような団体が主催する行事でも省略が可能となっています。これに関しまして、営利企業が行事の主催者の場合は、本来の事業と当該行事の区別をつける必要があるために、その判断判断の一つとしまして、行事の収支予算書があるということが望ましいことから、新たに省略の条件に、行事の主催者が営利企業その他の営利を目的として設立された団体ではないということを追加するものでございます。19 ページの下のほうを御覧いただければと思います。19 ページの下になります。フローチャートにまとめたものがあります。これは今回の改正の1点目、2点目の2点目の内容でございます。内容についてのフローチャートを図式化したものになります。予算書を省略できる場合の判断基準というフローチャートになっておりまして、設問が四角でくくったところ三つあると思いますが、真ん中と一番右端が、今まで要綱で定まっていたものです。それに今回追加するものが一番左側になります。行事の主催者が、まず営利団体か否かというのを最初に判断をすると。営利団体でなければ、NO というところに飛びまして、入場料を徴収しているか、徴収していないということであれば右に行きまして、行事にかかる支出が軽微な範囲を超えているのかどうかということをしてNO ということであれば収支予算書は省略できるというようなものを図式化したもの、これが一番分かりやすいもので提示をさせていただきます。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。はいそれでは説明が終わりました。質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。この仕事を拝命する随分前、10年近く前になりますでしょうか、ある非営利団体の主催する催物のパンフレットをちょっと拝見しまして、そこに取手市教育委員会後援とありまして、その内容的に、これは取手市教育委員会の後援するものなのかなと、ちょっと疑問を持ったものもありましたので、取手市教育委員会のほうで後援を決定する場合のプロセスというのがどのようにされているかというのは、以前からちょっと気にはなっていたところです。今回の御説明にありますように、遵守事項の文書等についての部分が詳しくなったこと。また、収支を明らかにした予算書についても触れられているということで、今回の改正についてはよろしいかと思っております。賛成させていただきます。

その上で質問なんですけど、今回、改正後の第4条の2項と3項ですね、社会通念上不適切な表現が含まれていると認める場合は、後援を受けようとする者にこれを修正してくださいということが出来る。修正しなかった場合は、当該文書は市立学校その他教育委員会が管理する施設においては配布しないということなんですけど、これ後援をしないという選択はあり得ないということでしょうか。

○教育長（石塚康英）

答弁を求めます。次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

お答えさせていただきます。後援の条件について、詳細な説明をさせていただきたいと思います。行事を主催する団体が国であったり、自治体、学校教育法第1条に規定する学校、若しくは学校の連合体、公益法人、若しくは公共団体、教育、文化、スポーツ団体又は学術研究団体でありまして、かつ当該行事が教育委員会の後援取扱要綱第3条各号に該当しない場合においても、後援を承認することもございます。ただし、団体条件に該当しない場合でも、教育や学術、文化及びスポーツの振興に寄与すると特に認める行事に関しましては、仮に営利企業等の団体であったとしても後援を認めるということが現状としてはございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。先ほどの質問ですが、その団体がこういったことをやります、取手市教育委員会後援してくれていますという文書をつくったときに、その文書の中に社会通念上不適切な表現が含まれていると認める場合には、その是正を促すというのが今回追加ですね。ところが、こちらが是正してください、直してくださいと言ったにもかかわらず直らなかった場合、この場合は、その文書は取手市の教育委員会が管理する施設、小中学校等で配れませんよというのが第3項なわけですけど、そもそも直してくださいと言ったのに直さなかった。だけど、そこは直してくれなかったんだけど後援はそのままということなんですか。

○教育長（石塚康英）

事務局。

○教育総務課係長（中村 翔）

教育総務課係長の中村です。今の櫻井委員の御質問にお答えをさせていただきます。一応、もともとの後援をする・しないの判断についてなんですが、こちらは第3条第3項が具体的な要件となっております。ちょっと数が多いので全部読み上げはいたしません、例えば営利事業又は営利的意図をもって企画されたもの、青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの、こういったものに該当しないものが後援の対象となるとということで、もともとの趣旨として、これはできるだけ広く後援のほうを認めてあげたいという立場で、我々教育委員会のほうはこの要綱を運用しています。当然、広告、チラシ等にそういった不適切な表現があるということは、もちろんその資料の提出があった時点で、例えば公序良俗に反するものではないかとか、そういった観点でも見させていただいてますので、行事の内容そのものが明らかにこの各号に該当するだろうという場合は、その時点で後援を認めないということはありません。

今回、具体的な事例があったもので、この改正をさせていただいてるんですが、最初の申請の時点では特に内容に大きな問題はないだろうという判断をさせていただいたものが、後に広告をお持ちいただいたときに、この行事に参加しないと損ですよみたいな文言が書かれていたという事例がございました。これを学校に配ってしまうと、保護者の方が中にはちょっと不愉快に思ったりですとか、不安を抱えられたりする方もいらっしゃるのではないかとということで、今回のこういう改正に至ったという経緯がございます。説明のほうは以上となります。

○教育長（石塚康英）

いかがでしょうか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

すみません、ちょっと申し訳ありませんが、そうすると、そういう例のときには直していただければ問題ないです、教育委員会としても。ただ、直していたださらなかった場合というのは、ただ単にそのチラシを学校とか図書館その他教育委員会が管理する施設に置かないよというだけではなくて、後援そのものの見直しも含めてもよろしいのではないかなと思います。といいますのも、今、本当にこういった自治体関係が出す文書、またそれ以外のところを出す文書、まさかこんなところという箇所が、一般の人から見てこれはおかしいんじゃないかという問題になるという事案がとて増えています。そのときに、いや、お願いしたんだけど直してくれなかったんです。直してくれなかったから学校には配ってませんが、後援はしていますよというのは、それはどうなのかなと。内容はよかったから後援はします。だけど、その案内のチラシに不適切な文言が含まれていても、それはそれで後援もしますよというのはどうなのかなと、普通にというか、ちょっと疑問に思われますので、今回の改正については特に異議を挟むものではありませんが、新たにそういう主催者が文言を変えなかった、自分たちの趣旨はこれだから文言は変えませんでしたときに、その催し物自体を後援するかしないかという判断を一つする場所があってもよろしいんじゃないかなと思いました。以上です。

○教育長（石塚康英）

次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

はい、そのような貴重な御意見ありがとうございます。我々も実際、その申請を受ける段階で、その要綱に合致するか否かというところを正しく、適切に見極めた上で、疑義が持たれないような後援の許可を出していきたいなと思いますので、それはいろんなところで、教育長や教育委員さんのほうにも、何か疑義があった場合にはちょっと御相談をさせていただくこともあるかもしれませんが、そういったところで対応できたらいいなというふうに思っています。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

現在、後援を受けた団体が直接学校に持っていくとか、教育委員会の管轄している施設の窓口へ直接持ってくるという場合も実際あるかと思うんですけど、先ほど櫻井委員からもありましたが、これ要綱を見ていくと中には不承認というんですか、取消しますよというのも実際あるわけですね。ただ、これは多分、申請時の時点での調査になってくるかと思います。

私、学校現場にいてこうなるとありがたいなと思ったことの例として述べさせていただきたいんですけども、後援決まった後、ポスターであるとか、パンフレットであるとか、子どもたちに配ってくださいとか、学校に掲示してくださいとあるかと思うんですが、そのときに個別に回るのではなくて、教育委員会のほうで配るものと、一旦預かって、その中に例えば入場券などで不適切な表現があるという場合も出てくるかもしれないので、そういうときには先ほどの不適切ということで取消

しということもあるでしょうし、あるいはそのまま後援ということで進めるのであれば、教育委員会を通してから各学校にお願いしますとか、公民館とか図書館とか掲示をお願いしますとか、そういう形でやっていったほうがより確実なのかなという感じがいたします。

私、1年間、公民館のほうに勤務させていただいたんですけど、結構いろいろな団体がポスター掲示してくださいって来るんですね。それで、ポスターに教育委員会後援とあると、では大丈夫だなという判断になるんですけども、今回、こういう要綱のほうをちょっと改正することなので、これからそういう事故等を防ぐためには、やはりより厳密にやっていく必要があるかと思っておりますので、現在は後援を受けた後のポスターであるとか、そういうチケット関係であるとか、パンフレットの配布の方法についても検討されるといいのかなと思っておりますので、私の個人的意見かもしれませんが、その辺もあわせて検討されたほうがよろしいかと思っておりますので、いかがでしょうか。

○教育長（石塚康英）

教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

貴重な御意見ありがとうございます。我々も、先ほどから申し上げてるとおり、申請の段階で、まずそれが本当に適切なのか、そうではないのかという判断を慎重にすることが必要かなというふうに思っています。その上で、この内部でいろいろ協議をした上で、当然、適切なものなのかというところを、繰り返しになりますけど慎重に見極める必要がありますので、その辺は十分に注意をして進めていきたいというふうに思います。

○教育長（石塚康英）

戸部委員よろしいですか。

○教育委員（戸部明彦）

配布の仕方についてはどうでしょうか。

○教育長（石塚康英）

事務局。

○教育総務課係長（中村 翔）

事務局から補足をさせていただきます。現状、教育委員会に学校の文書箱というものがございます。後援を承認した行事に関しては、基本的に、その文書箱を通して紙で配布という形をさせていただいています。今、ちょっと検討と申しますか、議論になっているのが、保護者用のアプリ「Home & School」というスマートフォンなどで見られるアプリがあるんですが、これを果たして後援の配布物に利用しているのかどうかという議論が出ております。これは我々だけで決めるのではなくて、実際、学校現場の意見も聞かせていただいた上で、今後活用していくのかどうかというところを今考えている最中でございます。以上です。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。その辺も含めて、今回のこの改正の内容が適切に運営されるように努めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○教育長（石塚康英）

今の配布の件では、実は校長会のほうでは、教室で子どもたちに配るものの数を減らしたいという、そういうことで、できれば先ほどの保護者向けのアプリで配っ

てもらったほうが、帰りの会の時間などの短縮につながるということで、一度要望したことがあるんですね。それで、実際に配ったことがあるんですが、そうしたところ何が起こったかという、重要な学校からのお知らせなどが埋もれてしまうという、もうメールがどんどんどん保護者に来るものですから、保護者がどんどんスルーして行ってしまっていて、どうしてもお伝えしたいものが中に入ってしまうというのがあって、現在、校長会さんのほうでも、そうは要望したものの、実際にやってみたらこんなことになっちゃってというところで、いろいろ向こうは向こうで悩んでいるという状況は聞いています。そこも含めて、後援文書の配布については検討していく必要があると思っています。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今の教育長のお話を聞いて、私も「Home & School」登録していて、事務局のほうからのお話で、いろいろなお知らせを「Home & School」に載せている学校だけではないんだなど、私が登録している学校は本当にいろいろな市民講座のお知らせから、県の講座のお知らせから、もう教育委員会から学校に来るであろうありとあらゆるお知らせがどっと来るので、本当にちょっと放っておくと「Home & School」5つぐらい溜まっているというのがあって、その中でそれ全部見ないと、下校時間が変わりますよとか、イノシシが出ましたよとか、そういう大事なお知らせが5つ全部開かないとわからないというような状態で、本当にこれは困るなど思っていました、できれば「Home & School」で大事な、学校からのお知らせ、教育委員会からのお知らせ、その他のお知らせみたいなフォルダ分けができて受け取れるようになれば、学校からのお知らせだけ、あるいは緊急のお知らせだけ先にチェックするというのができるのになと思いつつながら、いつも「Home & School」を拝見している状態です。

「Home & School」でPDFを一斉にというのは、確かに紙の配布物をなるべく減らしたいというのはわかりますけれど、受け手側として本当に毎日大変です。ちょっと放っておくと、5通、6通は普通に溜まっています。1日ではなく数時間でどっと溜まっているので、何があったのかなと一生懸命見るようなあれなので、保護者の方、PTAの方は大変かなと思ったりしています。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。もう、イノシシメールももはや狼少年のような状況に、毎日毎日イノシシが出てくるので……。

直井次長。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

今、いただきました御意見ありがとうございます。私どものほうも、やはりそこは課題に受け止めてまして、重要な情報が埋もれてしまうことがある、そういった声届いています。ただ、あのシステム自体がやはり出来合いのもので、例えば取手市バージョンで細かなカスタマイズができる状態ではないということで、今、業者のほうには、重要な情報のフォルダ分け、学校からの重要な情報、教育委員会からの重要な情報、そういうのができるようにならないかというような要望は、直接メーカーのほうに出しているところでございます。

○教育長（石塚康英）

すぐできるのは、例えば題名の工夫とかというのはあり得ますよね。「学校から」

とか、「広報」とか、何かそういうルールがまずはすぐできるのかもしれないですね。そういうところを工夫いただければと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見なしと認めます。

では、これより議案第 32 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 32 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めまして、議案第 32 号は原案のとおり決定いたします。

続きまして議案第 33 号、取手市教育委員会省エネルギー推進委員会規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

説明を求めます。斉藤次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

それでは、引き続きまして議案第 33 号について、御説明をさせていただきます。取手市教育委員会省エネルギー推進委員会規程の一部を改正する訓令についてでございます。

まず、提案理由でございますが、本訓令に基づく省エネルギー推進委員会の会議について、会議の目的である省エネルギー定期報告書及び中長期計画書の策定及び承認の実務の観点から、毎年度の会議招集が困難であることを鑑み、書面又は電子的方式による回覧を会議にかえることができるようにするために、本訓令の一部を改正するというものでございます。

詳細を御説明させていただきます。エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、いわゆる省エネ法でございます。この省エネ法によりまして、年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500 キロリットル以上の事業者は、官民を問わず、年度間の総エネルギー使用量と、電気、ガスなどの使用エネルギーの内訳、エネルギー使用に関する効率化の取組などについて、経済産業省が管轄する一般社団法人省エネルギーセンターへの報告というものが義務づけられております。この法律に基づきまして、教育委員会では平成 23 年度から、教育委員会省エネルギー推進委員会規程を設定しまして、報告の内容を教育委員会省エネルギー推進委員会により審議の上、提出をしております。

今回の改正は、同委員会の対面会議にて審議していた報告書の内容につきまして、会議の実態であったり、事務の効率化を図る観点から、委員に対する報告書を回覧、いわゆる書面決議にて完結するように改正をするものでございます。

説明は以上となります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。質疑、御意見ありませんでしたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めまして、これより採決に移ります。

お諮りいたします。議案第 33 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。議案第 33 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 34 号、取手市放課後児童支援員等服務規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

説明を求めます。長塚子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課、長塚です。それでは、議案第 34 号、取手市放課後児童支援員等服務規定の一部を改正する訓令について、御説明いたします。提案理由といたしましては、服務規程の中で、放課後児童支援員等の勤務時間を放課後子どもクラブの開所時間としているところですが、放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部改正を行ったこと、及び放課後児童支援員等の勤務実態に即したものとするため改正するものでございます。

1 ページを御覧ください。表の右側、改正前では、第 3 条勤務日、第 4 条勤務時間の中で、第 4 条の支援員等の勤務時間が放課後子どもクラブの開所時間となっておりますが、支援員等の勤務時間はクラブの状況により変動することを勘案し、表の左側、改正後では、第 3 条に第 4 条の勤務時間を入れまして、第 3 条勤務日及び勤務時間として、教育委員会が別に定めるものとするものと改正するものでございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見ございましたらお願いします。

クラブの実態に合わせるということですよ。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見なしと認め、議案第 34 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めます。議案第 34 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 35 号、取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。斉藤次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

教育次長の斉藤です。それでは私のほうから、議案第 35 号、取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定によりまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度実施をしております。これは教育委員会がその事務を適切かつ効果的に執行しているかどうか、いわゆる PDCA サイクルの一つとして、事後にチェックを実施し、その結果を公表することにより、市民に対する説明責任を果たすものでございます。また、点検評価において導き出された改善策等につきまして、その後の事務の管理及び執行に反映することにより、より効果的な教育行政の推進、改善を目指すものでござい

ます。

なお、点検評価の実施に当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、その役割を担うのが、今回、委嘱を御提案する事務点検評価委員となります。教育委員会では、事務点検評価委員から御意見をいただき、事務点検評価報告書を作成しまして、市議会に提出するとともに、市ホームページを通じて市民に公表してございます。

資料の1ページを御覧ください。今回、事務点検表評価委員の委嘱を御提案する方の一覧表となっております。1番の中嶋保夫委員及び3番の羽原康恵委員につきましては、再任の御提案になりますので、詳しい説明は省略とさせていただきます。

新任の御提案となります2番の川崎栄一さん及び4番の猪瀬和敏さんについて、御説明いたします。2番の川崎栄一さんは、取手市職員としまして長年勤務され、スポーツ振興課長、学務教育課長などを経て、教育委員会次長を務められました。現在は、民生委員・児童委員を務めておられます。教育行政に関する知識経験をもとに御意見をいただけるものというふうに考えてございます。

4番の猪瀬和敏さんは、民間企業に勤務されており、平成24年から教育委員会の青少年相談員、平成30年からは社会教育委員もあわせて務められております。社会教育分野及び家庭教育分野での経験をもとに御意見をいただけるものというふうに考えてございます。

なお、1番と2番の委員については、学校教育分野についての御意見を、3番と4番の委員については社会教育分野についての御意見をいただく予定となっております。また、任期でございますけれども、令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間となります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほうを賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですかね。2人新任ということ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第35号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしということで、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告です。報告第25号、取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。長塚子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課、長塚です。それでは、報告第25号、取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。令和6年7月1日付で、新たに取手市放課後子どもク

ラブ協働活動サポーター1名を委嘱しましたので、御報告いたします。委嘱期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとなります。

2ページを御覧ください。報告第25号参考資料を御覧ください。協働活動サポーターは、有償ボランティアであり、主な業務はコーディネーターが企画した放課後子ども教室プログラムの実施におけるサポート業務を行うものとなっております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見ありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認め、報告第25号を採決いたします。

お諮りします。報告第25号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認め、報告第25号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告20、寄附の受け入れについて、及び報告21、同じく寄附の受け入れについてを一括議題といたします。

順次報告を求めます。まず、報告20について、大野保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

保健給食課、大野でございます。報告20、寄附の受け入れについて、報告いたします。資料の1ページ目を御覧ください。このたび、株式会社マーシャルさんから、サージカルプリーツマスク4万5,000枚の寄附の申出がありました。株式会社マーシャルは、戸頭に事業所があり、2020年から業務請負事業及び人材派遣事業、通信、移動販売事業を展開している企業となります。

今回、市内の小中学校に対しまして、感染症対策に役立てていただきたいとの申出により、マスク4万5,000枚の寄附をいただいた次第です。御寄附いただいたマスク4万5,000枚につきましては、夏休み明けに各学校に希望調査を行い、感染症が流行する秋から冬の時期にかけて配布を行う予定でございます。報告は以上です。

○教育長（石塚康英）

それでは本件について質疑、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、次に報告21、飯山文化芸術課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。報告21、寄附の受け入れについて報告いたします。

資料1ページを御覧ください。寄附者は、作者の親族でございます海老原いづみ様。寄附の内訳は、書2点となります。1点目は2ページを御覧ください。書「もみぢ」（近代詩文）2010年 松本掃玉（そうぎょく）作。2点目は3ページの書「百人一首（仮名）小式部の内侍のうた」2015年 松本掃玉作です。

寄附の経緯といたしましては、作者である故・松本掃玉氏は、昭和 58 年から取手美術作家展の会員となり、取手市内で書の指導などに取り組んでこられました。平成 20 年には、東京国際芸術貢献名誉賞を受賞されています。松本掃玉氏は、今年の 1 月に享年 103 歳でお亡くなりになりました。生前「いつでも誰にでも多くの方々に自分の作品を見て楽しんでいただきたい」と常々口にし、市主催の企画展である郷土作家部門展「松本掃玉百歳展ととりでの書家展」で展示した作品を多くの方に鑑賞していただきたいとの希望に基づき、この 2 作品を寄贈する申出がございました。作者と寄附者の御意向を踏まえ、寄贈は取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受け入れさせていただきます。受領日は、令和 6 年 5 月 9 日。その他といたしましては、表彰等は御辞退しております。

なお、作品は、取手市議会棟大会議室前の展示スペースに現在飾られております。ぜひ御覧ください。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

先ほどの報告 20、続いての報告 21、それぞれについての質疑、御意見ございましたらお願いします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。報告 20 のマスクについてですけど、また、この夏休み前に第 11 波ということで、市内の小中学校でコロナが流行っているというような状況で夏休みに入っております。こちらのほうに夏休み明けに希望調査を行い、感染症が流行する秋から冬にかけて配布しますとあるんですけど、できれば実情に応じて、秋冬を待たずに配布のほうお願いしたいと思います。よろしく願います。

○教育長（石塚康英）

保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

そうですね、状況に応じて早急な対応は考えておきたいと思いますので、よろしく願います。

○教育長（石塚康英）

そのほか質疑、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 20 及び報告 21 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 20 及び報告 21 の議事を終わります。

続きまして報告 22、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センターの笠井です。よろしく願います。報告 22、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを報告いたします。資料 1 ページを御覧ください。一つ目のグループワークによる人間関係づくりについてです。正保先生による

授業を夏季休業に入る前の7月に実施いたしました。今回で3回目の授業となりました。学校生活にも慣れ、一定の人間関係ができています。今回のグループワークは、今まで培ってきたソーシャルスキルや人間関係の力を使って、より課題解決に取り組むものであります。お互いに適切なコミュニケーションをとることによって、伝えたいことをきちんと伝えたり、その上でみんな協力し合ったりする体験ができました。

7月27日の茨城新聞の茨城論壇というところの中で、正保先生の記事が掲載されていまして、御紹介いたします。その記事には、取手市での取組が取り上げられていて、7月に行ったグループワークのことを指して、コツは、自分がこう言ったら相手はそれをこう受け止めるだろう、相手はこういうことを言いたいのだろうという他者視点を獲得するところにあります。このことは、発展的に考えると、いじめ予防にもとても効果があります。今日の学校現場で、いじめとされるものの中には、加害の意図を持った悪質なようなものよりも、不用意な一言による意図しないものが少なくありません。そのようないじめを予防するための方策として、このようなワークを体験しておくことは決して無駄ではないと思いますというふうに、新聞の記事には書かれていました。今後も、グループワークの実践を通して、子どもたちの心を育てることで人間関係を豊かにし、他者に対する共感力を高めていくことで、いじめが起きにくい環境、人間関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

二つ目のスクールロイヤーによるいじめ防止等対策のための研修会の実施についてです。7月19日に、取手市スクールロイヤーの川 義郎弁護士を講師としてお招きし、小中学校の生徒指導主事を対象にしたいじめ防止等に関する研修会を実施いたしました。研修は、事例を通して、何をすることが大切なのか、また陥りやすい対応など、講師から参加した先生方に一つ一つ問いかけながら考えていく形で行われました。学校で起きるトラブルは、担任や学校と保護者の間で対立構造が生まれ、対応や事案の解決が難しくなってしまうケースが多くなってきています。そうした対立関係にならないためにも、資料1ページの下のまとめにもありますように、まずは保護者の気持ちを受け止め、寄り添う。その上で、子どもを守りたいという視点では、学校も同じであるということ。子どもを守るために学校と保護者が対立するのではなく、協力、連携できる信頼関係を築くことができるかがとても重要になってくるということ、参加した生徒指導の先生方は学ぶことができました。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

本件に対して質疑、御意見等がございましたらお願いします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございました。今のグループワークとスクールロイヤーのお話は共通していて、グループワークは子どものコミュニケーションで、2のいじめ防止のスクールロイヤーの方のお話は大人のほうのコミュニケーションかなと思いますけど、まず1番に関して確認と意見なんですけど、とてもいいことで、これ今、正保先生が授業をやっているというところで、担任とTTとか、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（石塚康英）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員の御質問にお答えいたします。これまでの3回は、全て正保先生による授業でした。4回目、5回目に関しては今後、正保先生と打合せをしながら、担任による教師による授業、それをサポートする、又はTTなどについては今後考えていきたいと思っております。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。要するに、これをずっと継続してほしいと思います。とても大事なことなので、どうしても外から来る講師の場合は、継続的に監視もできないので、TTでやるとか、サポート役で、ゆくゆくは取手市の多くの先生が、こういう人間関係づくりの輪ができるということが望ましいと思いますので、ということでお話をいたしました。

それから二つ目の、スクールロイヤーの件でもう一つ。まさに、まとめて書いてあるとおりに、もう学校は一生懸命やっているし、保護者の思いはとても熱いしというところで、大人同士のコミュニケーションって結構難しいですね。学校はこのぐらいのことをしてくれるだろうと。親だからこのぐらいのこととして当たり前だろうとお互い思っていて、親も不安だし、学校もなかなかどうなのかなという場合もあるので、本当に協働ということが書いてありますけど、これは結構大変なことなので、もう練習しながら教員同士も、正保先生のグループワークじゃないですけど、何かコミュニケーションの力をつけるようなワークをしながら進むといいなと思いました。感想です。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、御意見ありがとうございました。やはり保護者との人間関係づくりというのが、これから大切なのかなというふうに考えています。例えば4月の学級懇談会などにおいてグループワークなんかをしながら、親同士、親と先生の間関係づくりというのを一つ考えられるかなというので、今後、市内の先生方にそういった事例なんかを紹介していきたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

自分も7月12日の一中のグループワークを参観してきました。本当に子どもたちがグループワークを通して、温かな人間関係を育てているというのがあって、非常に可能性を感じました。正保先生の本が非常に分かりやすく、それを見ながら参観してたんですけど、あれを先生方が参考にすれば、正保先生じゃなくても各先生たちが活用できるようになっていったら、いいんじゃないかなということを期待しながら見ていたところです。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めます。

これにて報告22の議事を終わりにいたします。

次に、その他に入ります。事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から1点報告いたします。8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。お手元に8月の予定行事報告表、今日現在のものがお配りされているかと思えます。教育委員会定例会、8月27日（火曜日）午前中を予定させていただいております。また、文書で通知を差し上げますので御確認をお願いします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英） 」

そのほか、委員の皆様から何かございましたら、お願いします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、以上で今定例会に付議された事案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時38分閉会